

# 平成26年度 東京都立武蔵台学園 いじめ防止基本方針

平成26年8月25日  
校長 決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは絶対に許されないとの共通認識の基、学校一丸となって取り組む。
- (2) 保護者・地域・関係機関と連携して早期発見に努める。
- (3) いじめられた児童・生徒が安心して学校生活ができるように組織的に守り通す。
- (4) 見て見ぬふりをせず、声があげられる雰囲気・環境を整える。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(東京都いじめ防止対策推進条例第7条)

## 3 いじめ防止等のための組織

- (1) 学校いじめ対策委員会(以下「いじめ対策委員会」)

### ア 設置の目的

いじめは、どこの学校でも起こり得るという認識の基、児童・生徒が安心して学習活動や学校生活・その他の活動に取り組めるようにする。学校の内外を問わず、いじめが行われなように学校全体で一丸となり①未然防止 ②早期発見 に取り組むとともにいじめ事案が発生した場合、地域・関係機関と連携し組織的に迅速かつ適切に対処することを目的とする。

### イ 所掌事項

- いじめの未然防止の体制整備と取り組み
- いじめの状況把握と分析
- いじめを受けた児童・生徒に対する相談及び支援
- いじめを受けた児童・生徒の保護者に対する相談及び支援
- いじめを行った児童・生徒に対する指導
- いじめを行った児童・生徒の保護者に対する助言及び支援
- 専門機関との連携
- 個々の教員による専門知識・指導力の向上を支援
- その他いじめ防止、対処に関すること

### ウ 会議

- 毎週月曜日「いじめ対策委員会」委員が校長室で会議を行う。

## エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、総務主任、生活指導主任、進路指導主任、保健主任、小学部主任、中学部主任、高等部主任、経営企画室長等によって構成する。また校長の判断により必要に応じて専門的な知識等を有する者を参加させることができる。

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に必要な事柄を検討し、学校を支援することを目的とする。

### イ 所掌事項

- 学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進を支援
- いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携に関する支援
- その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な支援

### ウ 会議

各学期一回参集し情報共有と方策を検討する。

### エ 委員構成

校長 副校長 主幹教諭 P T A会長 P T A副会長 地域の方 学識経験者  
関係機関

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・ホームルーム、生活単元学習などの教育活動全体を通して、いじめ防止を訴えるような取組の推進
- ・「自分らしさ」と「その人らしさ」を探してお互いの個性を理解する教育活動の充実
- ・コミュニケーション力を高め意思や感情、思考を伝え、いじめを生まない人間関係の構築
- ・特別支援教育の専門性向上や、人権擁護・虐待防止等についての理解啓発を図る、校内研修の推進
- ・保健室や精神科医と連携のうえで、心の相談室を設置するなど、児童・生徒、保護者が悩みを訴えやすくする体制の推進
- ・保健室や精神科医との連携と療育相談を設置し児童・生徒、保護者が悩みを訴えやすい体制の推進

## (2) 早期発見のための取組

- ・保護者との連絡ノート等を通して情報を幅広く吸い上げ、相互に共有していくための担任や学年・学部、生活指導部等といじめ対策委員会との連携の推進
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の推進
- ・教員一人一人のいじめを見ようとする姿勢と、いじめの兆候を見逃さないという意識を高めるための『ふれあいいじめ防止月間』の活用

## (3) 早期対応のための取組

- ・いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。
- ・いじめられている児童・生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に指導を行う。
- ・いじめられている児童・生徒のみならず、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保を行う。
- ・いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を行う。
- ・特定の教職員が一人で抱え込まない速やかで組織的な対応を行う。
- ・保健室や精神科医との相談、連携を行い心の相談室を設置する。

## (4) 重大事態への対処

- ・事案が発生しいじめの実態が把握されるまで被害生徒を別室で保護する。
- ・被害生徒が安心して教育活動が受けられるように別室で教育活動を行う。
- ・警察や児童相談所、子ども家庭支援センター等との相談・連携を行う。

## 5 教職員研修計画

- (1) 人権教育プログラムを使用したいじめ防止研修（4月）
- (2) 児童・生徒に関する人権研修（8月）
- (3) 障害者に関する人権研修（8月）
- (4) 「ふれあいいじめ防止月間」を通じた教職員の理解啓発（年間三回）

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 全校保護者会・各学部の保護者会でいじめに対する基本方針を啓発
- (2) 学校だより、PTAだよりを通して行う、いじめに対する基本方針の啓発
- (3) 個別面談や日常の連絡ノート等を活用した保護者相談機能のいっそうの推進

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- 警察・児童相談所・子ども家庭支援センターと事案の発生を問わず定期的に情報交換をする。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- いじめ防止に関する評価項目を年間6回実施する学校評価保護者アンケートに記載する。集計結果を学校運営連絡協議会にて協議し、本基本方針を含めた学校経営への提言に生かす。